

議会運営委員会記録

- 1 日 時 令和5年5月8日（月曜日）
開 会 午前 9時59分
閉 会 午前10時29分

- 2 場 所 第2委員会室

- 3 出席委員 10人
委員 長 成 田 光 雄
副委員 長 泉 英 之
委 員 田 辺 裕 三
// 久 保 大 憲
// 松 井 邦 人
// 岡 部 享
// 舎 川 智 也
// 押 田 大 祐
// 松 井 桂 将
// 横 野 昭

- 4 欠席委員 0人

- 5 委員外議員として出席した者
議 員 大 島 満
// 谷 口 寿 一
// 尾 上 一 彦
// 赤 星 ゆかり

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	渡 辺 康 裕
事務局次長	大 野 満
庶務課長	山 下 達 也
議事調査課長	坂 口 輝 之
議事調査課長代理	酒 井 優
議事調査課調査係長	谷 端 裕美子
議事調査課議事係長	土 方 智 樹
議事調査課主任	竹之内 慧

7 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。
田辺委員から都合により遅れるとの連絡がありましたので御報告いたします。
協議に先立ち、委員会記録の署名委員に松井 邦人委員、岡部委員を指名いたします。
本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。
まず、大きな協議事項の1番目、5月臨時会の運営についてであります。お手元に配布の資料1に沿って、協議を進めたいと思います。
まず、市長から5月10日（水曜日）に5月臨時会を招集いたしたいとの申出がありましたので、御承知おき願います。
それでは、まず提出予定案件について、当局から説明を求めます。

財務部長 〔議案概要書及び令和5年5月補正予算（案）の概要により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問等はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
当局の皆さんは、退室願います。

〔財務部退室〕

委員長 それでは、具体の協議に入ります。
まず、会期については、5月10日（水曜日）の1日間といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

先ほど、財務部長から説明がありましたとおり、5月臨時会に予算案件2件、その他の案件2件、承認案件3件、報告案件1件が提出される予定になっております。

これらの案件について、議長は所管する予算決算委員会及び部門別常任委員会へ付託するとの判断を示しておられます。

それでは、これらの案件については、臨時会当日、提案理由説明、議案質疑の後、本会議を一旦休憩し、休憩中に予算決算委員会及び総務文教分科会、厚生分科会、経済環境分科会、建設分科会、並びに総務文教委員会、厚生委員会、経済環境委員会、建設委員会を開催し、審査を行うことにいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

なお、今ほどの議案についての議案概要書及び委員会資料については、この委員会終了後に棚入れにより配付させていただきます。

また、議案書については、5月9日（火曜日）の朝に各会派の議員控室に配付することですので、御承知おき願います。

ここで、5月臨時会における議案質疑、討論の通告期限について確認しておきたいと思えます。

まず、議案質疑の通告期限については、臨時会前日、5月9日（火曜日）の午後5時まで、討論の通告期限については、5月9日（火曜日）の正午までを第一期限に、これと対になる立場での討論の通告期限が5月9日（火曜日）の午後5時までとなりますので御承知おき願います。

それでは、お手元の資料に沿って臨時会当日、5月10日の本会議の進め方について、事務局より説明させます。

議事調査課長

〔招集日（令和5年5月10日（水））本会議の進

め方（案）により説明〕

委員長 　ただ今の説明について、何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 　ないようですので、この程度にとどめます。
それでは、お諮りいたします。
5月10日の本会議の進め方につきましては、ただいま事務局から説明のありましたとおり、進めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 　それでは、そのように決定いたします。
なお、5月臨時会に提出された議案は所管の委員会へそれぞれ付託することになりますが、委員会によっては議案の付託はなく、議決不要の案件についてのみ当局から報告がある場合もあります。
そのような委員会では、臨時会での委員長報告を省略する可能性がありますので、あらかじめ御承知おき願います。

久保委員 　臨時会について、申入れというかお願いです。
臨時会開催の2日前に議案の説明を受けて、約30億円の予算を承認するわけですが、慎重審議をする上で、やはり審議や調査の期間があまりにも短いと感じております。できるだけ早く資料を提出できないのかなど、当局としっかりと調整し、議会からも働きかけをお願いしたいと思っております。
もう1点、申合せ事項では一先ほども説明があったのですが、議案質疑の通告期限が明日の午後5時までとなっています。その翌日に本会議がありますので、通告があった午後5時以降に当局が答弁を作成することになります。これだけ働き方改革と言われている中で、定時に通告をして、そこから当局に答弁の作成を強いるのは、議会としていかがなものかと思えます。

この臨時会の申合せ事項については、今後検討していきたいと思っておりますので、委員長もその点について十分御理解をいただき、機会を設けていただきたいと思います。

委員長

御意見として伺いました。

次に、大きな協議事項の2番目、6月定例会の運営についてであります。資料1を御覧ください。

まず、市長から6月8日（木曜日）に6月定例会を招集いたしたいとの申出がありましたので御承知おき願います。

次に議案説明会については、6月1日（木曜日）に開催となりますので御承知おき願います。

また、議案書は6月5日（月曜日）に当局より会派控室に配付されます。

それでは、具体的な協議に入ります。

まず、1つ目の会期及び審議日程についてであります。

まず、審議日程についてであります。お手元の資料1に記載しました日程（案）としてはどうかと考えており、招集日以降の日程について読み上げたいと思っております。それでは申し上げます。

6月8日（木曜日）本会議（提案理由説明ほか）、6月9日（金曜日）議案調査日、6月10日（土曜日）、6月11日（日曜日）休会、6月12日（月曜日）本会議（一般質問）、6月13日（火曜日）、から6月16日（金曜日）議案調査日、6月17日（土曜日）、6月18日（日曜日）休会、6月19日（月曜日）、6月20日（火曜日）本会議（一般質問）、6月21日（水曜日）本会議（一般質問）と予算決算委員会（前期全体会）、6月22日（木曜日）経済環境分科会及び経済環境委員会、6月23日（金曜日）厚生分科会及び厚生委員会、6月24日（土曜日）、6月25日（日曜日）休会、6月26日（月曜日）建設分科会及び建設委員会、6月27日（火曜日）総務文教分科会及び総務文教委員会、6月28日（水曜日）予算決算委員会（後期全体会）、6月29日（木曜日）議案調査日、6月3

0日（金曜日）本会議（委員長報告・質疑・討論・採決ほか）となります。

日程については、以上のとおりであります。

したがって、会期は6月8日から6月30日まで、23日間となりますが、会期及び審議日程については、以上のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

ここで、6月定例会における討論の通告期限について、確認しておきたいと思えます。

最終日、6月30日の討論・採決に向けた通告期限については、6月28日（水曜日）の午後5時までを第一期限に、これと対になる立場での討論の通告期限が6月29日（木曜日）の正午までとなりますので御承知おきください。

次に、2つ目の一般質問及び議案質疑についてであります。

お手元の資料に記載のとおり、一般質問予定者及び質問順番の各会派からの報告期限が、議案説明会の翌日、6月2日（金曜日）の午後5時まで、次に、一般質問予定書の提出期限については、6月5日（月曜日）の午後3時までであります。

なお、提出された質問項目の一覧につきましては、でき次第、チームズにより配付させていただきますので、一般質問予定者が自身でその内容を確認し、重複している場合には、会派間、議員間で調整をしていただきたいと思います。

その上で、今定例会初日、6月8日（木曜日）の正午までに一般質問の正式な質問通告を提出していただきます。

発言通告書を提出する際には、通告時間に見合った量の質問となるよう十分配慮していただきたいと思います。

また、その際にもし質問の補足として配布したい資料があれば、併せて事務局へ御提出ください。

提出された資料があれば、6月9日（金曜日）の本

委員会にて資料の配布を認めるかについての協議を行いたいと思います。

なお、一般質問の午前何人、午後何人という割り振りについては、6月9日（金曜日）に開催いたします本委員会において決定したいと思います。

また、市長から当初提案された議案の質疑については、一般質問と一括して行うこととなりますので御承知おき願います。

次に、3つ目の請願・陳情につきましては、開会日の正午までに受理したものを、6月定例会に提出することになっておりますので、今回は、6月8日（木曜日）の正午までとなります。

提出されました請願・陳情につきましては、6月9日（金曜日）の本委員会において、一括して報告いたします。

次に、4つ目の議員提出の意見書（案）、決議（案）につきましては、一般質問最終日の前日の午後5時までとなっておりますので、今回は、6月20日（火曜日）の午後5時までとなります。

次に、事前に御案内はしておりませんでしたが、大きな協議事項の3番目、今後の新型コロナウイルス感染症に係る議事運営等についてであります。

本日、5月8日から新型コロナウイルス感染症が感染症法上の五類感染症に位置づけられることとなります。

これまで、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本市議会独自のルールを設けて対応してまいりましたが、国の方針を受け、今後、このルールを廃止することとし、定例会、臨時会では議会としてではなく、個人の判断で対策することといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

なお、参考2の下線部のとおり、国からの事務連絡では発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えていただくこと

を推奨するとともに、その後も10日間が経過するまでは、マスク着用やハイリスク者との接触は控えていただくことを推奨するとありますので、御配慮ください。

また、手洗い等の手指衛生、換気といった基本的感染対策について、国は、引き続き有効であるとの見解を示していることから、議場、委員会室等の入口への消毒液の設置、諸会議での換気については引き続き実施していくことといたしますので、御承知おきください。

以上で、本日の協議事項は全て終了いたしました。これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

令和5年6月定例会
(令和5年5月8日)
議会運営委員会記録署名

委員長 成田光雄

署名委員 松井邦人

署名委員 岡部 享